

新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県における多文化共生社会づくりを推進するための「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)」の策定にあたり、創意ある意見を求めるため、新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 新あいち多文化共生推進プラン(仮称)策定のための検討に関すること
- (2) その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別紙に掲げる委員により構成する。

(座長等)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、愛知県地域振興部長が招集する。

- 2 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(公開)

第6条 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 検討会議の傍聴方法については、別途定める。

(開催期間)

第7条 検討会議は、平成24年度において開催する。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、地域振興部国際課多文化共生推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月28日から施行し、平成25年3月31日をもって廃止する。

(別紙)

「新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議」委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
◎ 池上 重弘	静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科教授
伊東 浄江	特定非営利活動法人トルシーダ代表
イレリカ アビ	元外国人県民あいち会議委員
大島 ヴィルジニア ユミ	犬山市多文化共生推進員
○ 尾崎 明人	名古屋外国語大学外国語学部日本語学科教授
倉橋 義弘	豊橋市文化市民部長
小島 祥美	愛知淑徳大学文学部教育学科准教授
鈴木 宏行	愛知県経営者協会企画海外グループ部長
土井 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海代表理事

◎:座長 ○:副座長